

**電源立地地域対策交付金の交付限度額算定に係る
データの誤りについて**

電源立地地域対策交付金制度に基づいて、国から対象となる県または市町村へ交付されている電源立地地域対策交付金(以下、交付金という)については、交付限度額算定の諸元となるデータの一部を、毎年度、当社から国等へ報告していますが、このたび、過去に報告したデータの一部に誤りがあることが判明しました。

当社で調査を行った結果、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分において、交付対象の島根県松江市、鳥取県東伯郡三朝町および鳥取市佐治町について、平成15年度から平成18年度報告分にかけて誤ったデータ(電灯契約口数および電力契約kW)を報告しており、これにより交付限度額は、松江市は少なく、三朝町と鳥取市佐治町は多く算定されていました。

また、電力移出県等交付金相当部分、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分においても、平成13年度、平成14年度および平成17年度報告分について、誤ったデータ(発電電力量および消費電力量等)を報告しておりました。

交付金は、それぞれの自治体において地域活性化等のための事業に活用されているものであり、関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、このたびの問題を重く受け止め、再発防止に努めるとともに、今後、関係箇所と誠意を持って協議させていただきます。

1.経緯

〔原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分〕

交付金の交付限度額算定の諸元となるデータについては、当社が毎年4月に国等からの依頼を受けて報告していますが、報告に基づき算定された平成19年度交付限度額のうち、松江市については平成18年度の値よりも減少していたことから、その理由について松江市から当社に問い合わせがありました。

これを受けて、当社で松江市およびその他の市町村について調査したところ、松江市、三朝町および鳥取市佐治町の平成19年度報告分についてデータの集計過程に誤りが判明したため、速やかに関係先へ修正値の報告を行いました。平成19年度分については、修正したデータに基づいて交付限度額が算定されることとなります。

また、過去の報告済みデータについては、資料が現存する範囲(平成11年度報告分以降)で調査した結果、この集計作業を営業所から本社に移管した平成15年度報告分から誤りが発生していることが判明しました。当社の試算によると、松江市の交付限度額は1億8300万円少なく算定されたこととなります。一方で、三朝町については540万円、鳥取市佐治町については60万円多く算定されたこととなります。

〔電力移出県等交付金相当部分、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分〕

電力移出県等交付金相当部分、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分についても、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分と同様に算定諸元を当社が国に報告していることから、過去6年分の報告済みデータについて、再度チェックしたところ一部誤りがあったため、国へ報告しました。交付金への影響等の詳細については現在調査中です。

2.原因

〔原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分〕

国等へ報告するデータの作成は、平成14年度報告分までは当該契約を直接管理する営業所において実施していましたが、平成15年度報告分からの業務を本社に移管しました。この際に、本社においてデータ作成手順がマニュアル等で明確化されていなかったことから、データを抽出する過程で対象となる契約を漏らす等の誤りが発生しました。

また、本社への移管後、地域の実情を踏まえたきめ細かい確認が出来ていなかったことや、管理者を含めたチェック体制が不十分であったことも原因と考えています。

〔電力移出県等交付金相当部分、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分〕

発電電力量関連のデータ記載にあたって、対象年度の誤りや発電所認可出力の誤記載等がありました。管理者を含めたチェックが不十分であったと考えています。

3.再発防止策

今回のような誤りを二度と起こさないように、以下の再発防止策を着実に実施してまいります。

〔原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分〕

(1) システム対応

- ・ 対象地域、対象契約種別等の抽出条件を固定したデータ抽出用プログラムの作成
- ・ マッチングツールによる、抽出データと前年度のデータとの突合せチェック

(2) マニュアルの整備

- ・ 交付金制度の解説集、業務フロー図およびスケジュール表の作成
- ・ データの抽出・集計およびチェック方法等の作業手順書の作成

(3) チェック体制の構築

- ・ 複数の担当者によるデータの抽出・集計および相互チェック
- ・ 管理者による当年度と前年度の比較チェック
- ・ 本社と営業所とが連携したデータ確認

〔電力移出県等交付金相当部分、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分〕

(1) マニュアルの整備

- ・ 交付金制度の解説集、業務フロー図およびスケジュール表の作成
- ・ データの抽出・集計およびチェック方法等の作業手順書の作成

(2) チェック体制の構築

- ・ 複数の担当者によるデータの抽出・集計および相互チェック
- ・ 管理者による当年度と前年度の比較チェック

以上

(参考)



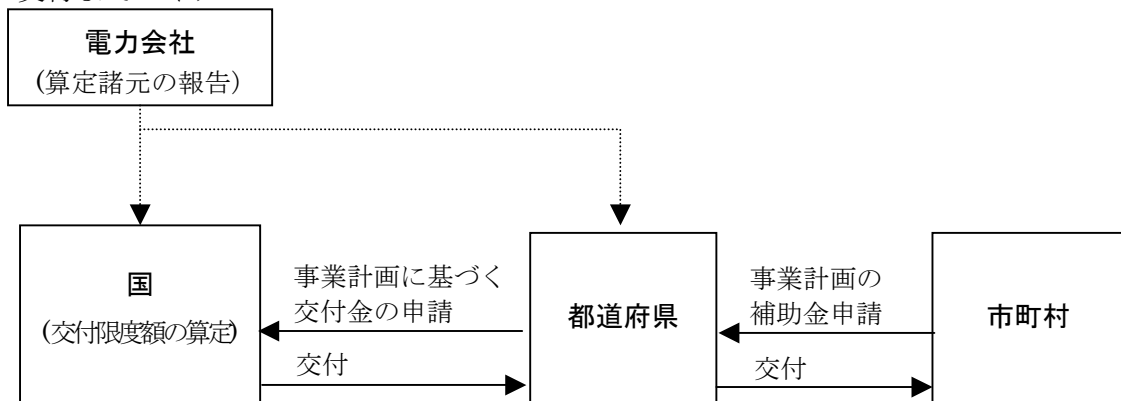
[電源立地地域対策交付金について](#) [PDF:85KB]

(参考) 電源立地地域対策交付金について

電源立地地域対策交付金は、発電用施設の周辺市町村および都道府県に対して交付されています。

交付限度額は、発電用施設の種別や設置・運転の各段階に応じた交付金相当部分ごとに、国が算定諸元に基づき算定し、交付限度額の範囲内で、都道府県および市町村が申請する公共用施設の整備や企業導入・産業活性化等のための事業計画に応じて交付されます。

<交付までのイメージ>



《交付金相当部分と算定諸元》

電源立地地域対策交付金	当社が報告している算定諸元
電源立地等初期対策交付金相当部分	_____
電源立地促進対策交付金相当部分	_____
原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分	発電所所在・隣接市町村の電灯契約口数，電力契約 kW
電力移出県等交付金相当部分	県内の発電電力量，消費電力量およびそれに係る発電所出力等
水力発電施設周辺地域交付金相当部分	_____
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分	対象発電所の出力および発電電力量実績等

以 上